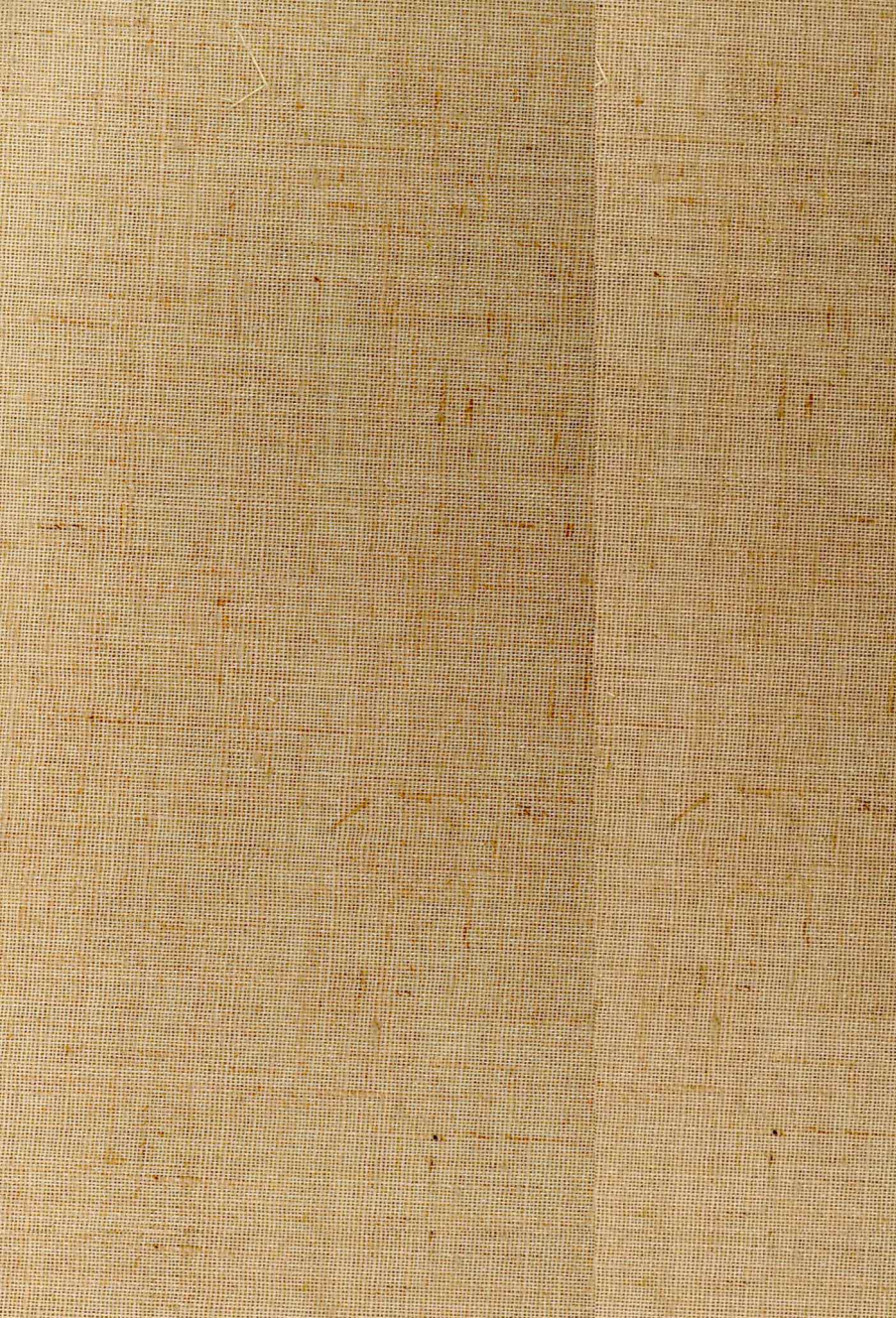




木下尚江著作集
第十卷

明治文獻

木下尚江著作集第13卷（第九回配本）

昭和四十六年二月十五日第一刷発行◎

定価一五〇〇円

著者 木下尚江
発行者 藤原正人

発行者 株式会社 明治文獻

東京都豊島区池袋2丁目1070

振替・東京 36290番

電話・東京 0521

印刷 江明印刷所
製本 昭栄堂

1391—040009—8309

序

大正二年九月四日、天蒼く晴れ日高く輝くの時、我が正造翁七十三歳、大河の海に入るが如く、雄大壯嚴、浩々洋々として長へに逝きたまひぬ。生も充實なり。死も充實なり。讃むべきかな。

翁は自ら時の近づけるを知りたまへり。一念、國土民生の上を去らず。

『是れから、日本の亂れ——』

唯だ此一語。爾來八星霜、其痛憂の顔色、切哀の音聲、今尙ほ明かに予が耳目に在り。

翁は實に自ら選んで難戦苦闘の嶮途を取りたまへり。是れ即ち翁

が一生の學問修業なりき。眞理を尋ねて熱心誠意なる事翁の如く、道を求めて謙遜柔順なる事翁の如き、果して幾人か在る。翁が最後の半日は則ち雄飛猛進の最高峯に非ずして何ぞや。翁は最終の一呼吸に至るまで、決して之を等閑に付したまはざりき。

翁の歴史は、其の六十一歳直訴の時を以て、前後に二分せらる。予が始めて翁を見たるは、直訴の前年にあり。爾來年を逐うて親近漸く深く、以て光明赫灼たる大臨終の座に侍するに到れり。開展の道程、之を描きて、普く翁を知るものに報道するは、予が竊に自ら負ふ所の責任なり。而して遷延未だ之を果たす能はざるは、自ら我力の企て及ぶ所に非る事を知ればなり。幸にして翁が晩年の日記數十冊を保管す。即ち聊か整理を加へて之を頒たんとするに當り、予が

尠少の記憶を添へて、此の一篇を成せり。是れ他年大成の第一歩のみ。
譬へば翁は大嶽の如し。觀る者の位地によりて、全く其の姿容を
異にす。而して其深、其幽、愈入りて愈奇なり。予が翁を論ぜんと欲
するもの、元より是れ翁を論ぜんが爲に非ず。實に翁に依りて自己
を研鑽せんが爲なり。翁の日記に曰く「吾を叱るものは木下氏」と。
予は實に父禮を以て常に翁に對せり。豈に曾て一たびも翁を叱せる
が如き事あらんや。只だ暴言亂語、毫も自ら包む所なかりしのみ。
然らば則ち今日此書の成る、在天の翁、また必ず破顔一笑、予が痴
戯を愛受せん。是れ予が敢て此書を刊行して懼れざる所以なり。

東京市外西ヶ原の草舎に於て

大正十年七月

木 下 尙 江

目次

一、何人なりや.....	一
二、舊夢 譚(一)——名主時代.....	四
三、舊夢 譚(二)——政治の發心.....	二七
四、舊夢 譚(三)——縣會時代.....	三三
五、足尾鑛毒問題(一).....	五〇
六、足尾鑛毒問題(二).....	六〇
七、足尾鑛毒問題(三).....	六六
八、田中正造と星亨.....	七二
九、亡國を知らざる是れ亡國.....	七九
十、渡良瀬川の詩.....	一〇〇
十一、初對面.....	一〇三
十二、最後の講會.....	一〇六

十三、鎮毒地救済婦人會	一七二
十四、直　　訴	一八三
十五、肝腎の人民亡ぶ	一九〇
十六、獄中　聖　書	一九六
十七、谷中村の破壊	二〇二
十八、翁の生れた家	二〇九
十九、谷中回復の苦心	二一八
二十、聖　　人　　論	二二七
二十一、洪　　水	二四四
二十二、晩年の日記(一)	二五三
二十三、晩年の日記(二)	二六三
二十四、晩年の日記(三)	二七六
二十五、晩年の日記(四)	二九三
二十六、晩年の日記(五)	三一

二十七、晩年の日記(六).....	三〇五
二十八、晩年の日記(七).....	三〇六
二十九、晩年の日記(八).....	三〇七
三十、晩年の日記(九).....	三〇八
三十一、永 眠.....	三〇九

田中正造翁

木下尚江著

一何人なりや

田中正造と云ふ名は、今でも世間に残つて居る。

『義人だ』

と言ふ人もある。

『狂人だ』

と言ふ人もある。

『山師だ』

と言ふ人もある。

何人なりや

議會で鑛毒問題を叫ぶこと十年。明治三十四年の冬、第十六回帝國議會開院式の御還幸を、日比谷大路に待ち受けて、一身を捨てゝかゝつた直訴。

今も人の耳に残つて居る田中正造は、つまり此の直訴の田中正造だ。あの時が六十一歳。

若し世間の目に立つ仕事と云ふものゝ上から見れば、翁の生涯には、三つの題目が残つて居る。

第一は、翁はまだ二十幾歳の名主時代、時の領主六角越前守の悪政改革運動。

第二は、翁が栃木縣會議員時代、縣令三島通庸の暴政に對する民權運動。

第三が、衆議院議員として始めて日本に於ける社會問題の實際運動、即ち足尾鑛毒事件。

翁は後日屢々歎息して物語つた。

『政治の爲に二十年、損をした。』

此の二十年の損とは、縣會の十年、國會の十年の事だ。然るに今ま晩年の日記を讀んで見ると『正造若し神を知つて居たならば、あの時、政治に倦むと云ふ筈は無い。神を知らなかつた爲に、政治を棄てた。』と云ふ事が書いてある。

世間に残つて居る翁は、直訴の翁だ。直訴までの翁だ。然かし、直訴は翁の窠窟だ。翁が本來の眞面目は、其後年の進むと共に益々深く磨かれて、七十三歳、

『惡魔を退くる力なきは、其身亦惡魔なればなり。——茲に於て懺悔洗禮を要す。』

此の一語を喝破して、日の如く、嚴かに麗らかに、最後の呼吸を結んだ時、豫言者の使命は成就した。

一、翁の生立、名主時代、縣會時代を知る爲めには、「舊夢譚」と云ふものがある。是れは昔日翁が自ら讀賣新聞に掲載したものだ。

一、國會時代、鑛毒問題時代、其の政治上の懷疑苦悶を知る爲めには、議會の演說筆記がある。
一、晩年の日記。

今ま是等の文書に少し整理を加へて、翁が素顔の輪廓を、翁自身の手で描いて見たい。

二「舊夢譚」(一)

名　主　時　代

余は下野の百姓なり。天保十二年十一月を以て安蘇郡の小中村に生まる。幼名を兼三郎と呼び父は富造、母はさきと云ふ。祖父正造より名主を勤めて、家世々六角家に屬せり。六角家は徳川時代の高家にして、下野武藏の一部を領し、秩祿僅に二千石、實地收入二千六百石なるも、威格は萬石の上に在り。當時の領主越前守殿は從五位下侍従たり。賢明にして領内大に治りぬ。されば余も其餘澤により、郷里相當の教育を受けたれども、生來の魯鈍、遂に師父の志を滿す能はざりしを、今猶省みて衷心忸怩たらずんばあらず。

余が幼時の剛情は、母に心配をかけし事果して幾何ぞ。五歳の時、或雨の夜の事なりき。余、奇怪なる人形の首を畫がきて、傲顔に下僕に示せしに、彼冷然として、餘まりお上手ではありませんと笑へり。己れ不埒の奴、然らば汝上手に畫き見せよと、筆墨を取つて迫れば、下僕深く己が失禮を謝して、宥されん事を請ふも、余更に聽るさず、剛情殆ど度に過ぎたり。今まで默視し居たる母は、此時頻りに余を宥めたれど、余頑として之を用ゐざりしかば、終に戸外に逐出し、慄慄泣叫ぶ予をして、夜雨に曝らさしむる事二時間餘に及べり。母の刑罰に眞底心を刺して、誠

に戒悟の念を起さしめぬ。思ふに予をして永く下虐の念を斷たしめたるもの、洵に慈母薰陶の賜物なり。

予生來口訥にして且記憶力に乏しかりき。赤尾小四郎（白河の浪士）、予の爲に試筆の手本を書す。「日長風暖柳青々」幾度教へらるゝも、予遂に其の讀方を記憶する能はず。地方の俗として、兒童試筆をなす時は、之を親族に獻じて賞錢を受く。然れども予は讀ましめられん事を恐れ、賞錢を顧みずして窃に之を臺所へ投げ込みたり。是れ予が七歳の時なり。されば予も自ら發憤して、獨り窃に富士淺間を信仰し、嚴冬堅氷を碎き、水浴をとりて記憶力を強からしめ給はん事を祈れり。予が五十年後の今日、猶ほ癩麻塞斯の病に困しむもの、蓋し此の幼時の水浴に根させるに非ざるか。

安政元年、予齡十四。僅に數卷の句讀を授かるに過ぎざるに、悲しい哉、師赤尾小四郎は逝けり。是に於て、親族等相議りて、予をして學を廢せしめたり。其理由に曰く、既に以て官署の文書を解するに足ると。當時文學の振はざる推して知るべし。予は又近村葛生の人吉澤松堂（竹畫に長す、渡邊華山の友）に就て、畫を學ばんとし、父母は又た予に勸むるに、插花諸禮杯の末技を以てせり。然れども予は殆ど其一をも得る所なく、獨り喧嘩角力の技だけは長足の進歩をなし、年長の兒童と誰も、能く予に敵し得るもの少なかりき。然れども兒童仲間の餓鬼大將も、喧嘩の腕

前と腕力の強きのみにては足るべからず。予は信義を守るの一事に於て、長く餓鬼大將の位置を保ち、又た郷關の人々に愛せられぬ。或時用事ありて近村に赴かんとせしに、隣人より小機（賃機屋）への傳言を受けしも、さて其村に至れば全く此傳言を失念し、己れの用事のみ済して歸宅せり。やがて隣人來りて小機の返事を問ふ。其時予は奥の間にありて、隣人の聲を聞き、始めて傳言を失念せし事を思ひ出し、徹夜數里を往復して、東雲白く明け渡る頃其の用を辨じ了はれり。其の傳言と云ふは『早く織つて呉れる』と云ふ一語に過ぎざりしなり。

予は、面のあたり罵詈惡口を加へらるゝ分は、左まで意にせざるも、間接の惡評即ち「評判が悪い」と云ふ一言の、苟も我が身上に繋かるものなる時は、俯仰煩悶衷心安んずること能はず、如何にもして惡評判に打勝つ程の事を仕出かし、以て名譽を恢復せずんば止まずとの強意地は、實に幼時よりの固有性とや言はん。七八歳の頃なりしと覺ゆ、母一日予を呼びて述給ひけるは『お前のやうな剛情では困まる。近處の者もお前の事を惡く言ひます。』と。此一言、幼心に如何に殘念なりしぞ。終日食を廢して口惜し涙に暮れぬ。是より後、母は祕術を悟りて、予を誠むる毎に『そんな事をする、村の者が惡く言ふよ』と。此の鐵鞭に、予も萬事注意するやうになり、無茶苦茶の剛情つ張りも、幾分か矯めなほすに至れりとは、予が稍々物心つきたる後、母の物語なりき。

十五歳の時、惡友に唆かされ、一夜梁田の青樓に遊びて、終に三年不治の惡疾に罹れり。流石の剛情も殆ど困却の域に沈み、鬱々悶々。一日、不圖江戸に赴き、密に治療するに如かずと思ひつき、脱走して村外に至りしに、忽ち追手の捉ふる所となり、一室に幽閉せられ、賣藥信神の二方に頼りて、只管治を祈る身となりぬ。後また治療の爲め下野新湯の溫泉に浴せんと欲し、告げずして彼處に赴きぬ。居る事僅に七八日。二叔突如として來り、曰く「祖母病篤し、速に歸れ」と。予その欺かるゝを知れども、左あらぬ態にて二叔の言に従ひ、直に歸途に就き、二叔をも顧みず、獨り駄馬を傭ひて鞭を加へ、二十八九里の道程を一日弱にして家に達すれば、祖母は果して健在なり。乃ち二叔の到るを俟ち受け、嚴談且欺言を責めて一步も貸さず、終に一通の訛書を徴したり。

斯の如く畢生の失態たる惡疾を受けながらも、常に傍若無人の所作のみを演じ、以て自ら快心の事となし、毫も厚生利用なんとの考なかりしも、束の間に一と年二と年經るに連れ、是では濟まぬとの心、自然に起り、十六歳の時、松苗栽植の、實生に比べて生育頗る神速なるを覺り、十年餘を經し松苗を、隣山より請ひ得て之を我が空山に植え、又十八歳の時、養蠶事業の微々として處女の戯に過ぎざるを嘆じ、畑地へ桑苗を植えたり。松樹は明治十年に至りて伐採し、桑苗も今は他人の有に歸したるが、現に徑七八寸の大樹となりて存す。今より是を見れば、甚だタワイなき事なれども、當時は斯かる事すら爲すもの無き。又其前より、農間馬を牽きて駄賃を得、

或は相當の貯蓄法に依りて貯金し、或は有益の書冊など買ひ求めて、自分も讀み、又た人にも與へなどするを樂となせり。

村俗家柄を重じて、其儀自ら制限あり。小民にして身分に過るの衣服を着する時は、郷黨の爲にいたく排斥せらる。予之を不當の制となし、自ら名主の忤たる權勢を利用して、是等小民にも隨意に衣服を着用する事を説きたり。是は今日より省るも強ち惡しとは思はず。然れとも一方に於て富者が自由の金力を以て奢侈に渡るを憎み、何かにつけて富者の鼻梁を打碎きたるは、予が辭にして實に過失なりき。

安政六年、父名主より割元に進む(苗字帯刀を許さる)。予乃ち父に次で名主となり、傍ら寺小屋を開設す。時に年十九。

予既に名主となれり。然れども性質算盤が大嫌なるを以て、年貢取入時の閉口譬ふるに物なく、此役だけは、不本意ながらも毎に下役等に一任して、奔竄するを常となせり。されど、此際村中の孝子を擧げて領主に具申し、以て賞與に預らしめたり。是れ予が名主としての第一着の事業にして、是れのみ村内の喝采を博せり。

予は又此頃より大に農業に勉めたり。實に當時の勉強は非常にして、他人に比ぶれば、毎反二斗の餘收を得たり。右手には鋤瘤滿ち左手には、鎌創滿ちて其痕跡は今尙歷然たり。思ふに五指